

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月2日提出

鹿沼市長 松井正一

専 決 処 分 書

令和7年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和8年3月31日

鹿沼市長 松 井 正 一

令和7年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第4号)

令和7年度鹿沼市の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,752千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,561,367千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		383,213	△9,752	373,461
	1 一般会計繰入金	383,213	△9,752	373,461
歳 入	合 計	1,571,119	△9,752	1,561,367

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		107,774	△2,990	104,784
	1 総務管理費	101,677	△2,990	98,687
4 予備費		19,148	△6,762	12,386
	1 予備費	19,148	△6,762	12,386
歳 出 合 計		1,571,119	△9,752	1,561,367